

職員及び規程

1. 職 員（昭和45年1月1日現在）

[illegible]

[illegible]

〃	尾崎寿秀
〃	千代進一
文部事務官	奥野正
〃	倉内洋子
〃	西馬子
文部技官	西正男
〃	津嶋吉男
〃	今井繁一
〃	小林年夫
〃	角田吉弘
〃	中村俊造
〃	石井義明
〃	伊藤勝祥
〃	芝野照夫
〃	湊元豪己
〃	横山康二
〃	清水保隆
〃	杉政和光
〃	芹沢重厚
〃	松尾成光
〃	小泉誠勝
〃	山田淳介
〃	羽野良
〃	藤田安
〃	伊藤誠
〃	中尾節郎
〃	吉田義則
〃	石田勝久
〃	石井詩郎
〃	藤原清司
〃	北川吉男
〃	園田忠惟
〃	小泉律子
〃	中村行雄
〃	永田敏治
〃	稲葉正喜
〃	細善信
〃	志田正雄
〃	大畑勲
〃	小西利史
技能員	野村新
〃	中川利郎
用務員	武アッ
〃	狩野俊子
〃	近藤君子
〃	岡田澄美

2. 規 程

京都大学防災研究所協議会規程

(昭和26年11月8日制定)
(昭和27年5月28日改正)

第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議会を置く。

第二条 協議会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

2 所長が特に必要と認めたときは、協議会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。

第三条 所長は、協議会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第四条 協議会は協議員の過半数が出席しなければ開会できない。

第五条 議事の方法は協議会で定める。

第六条 協議会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、所長の指揮をうけて会務をつかさどる。

京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

第一条 本所の研究に関係のある学理的問題の解明を委託しようとする者があるときは、その研究の委託に応ずることがある。

第二条 研究を委託しようとする者は、所長を経て総長に願い出なければならない。

第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長はその研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。

第四条 委託者は、委託研究に要する物件費、人件費その他の経費を指定の期間内に前納しなければならない。但し、特別の事情があると認められたときは、分納を許可することがある。

2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究受託は、取り消すものとする。

第五条 一旦納付した研究費は、返還しない。

2 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得ないときは、研究費の一部または全部を返還することがある。

第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は研究成績を委託者に通知すると共に研究担当者の名を以て公表することができる。

第七条 この規程施行に関する細則は、総長の認可を得て所長が定める。